

やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～6 ー略ー</p> <p>（検討）</p> <p>7 知事は、やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第59号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 ー略ー</p> <p>（検討）</p> <p>7 知事は、やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例（令和3年12月県条例第 号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>